

P T A 慶弔規定

1 児童及び保護者

不幸があったとき 香料 10,000円 (役員代表による会葬)

- ・ 供花などについては、役員と学校委員が協議・決定し加えることができる。
- ・ 状況により変更することが認められる。

2 教職員

(1) 不幸があったとき

範囲	香料	備考
本人	10,000円	役員による会葬
家族 (配偶者、子、実父母)	5,000円	役員代表による会葬

- ・ 供花、弔電については、役員と学校委員が協議・決定し加えることができる。
- ・ 状況により変更することが認められる。

(2) 教職員が転退職するとき

離任式において、転退職されるすべての教職員に花束を贈る。

3 その他

- (1) 当規定に基づく慶弔に対する返しは行わない。

※当規定は平成16年4月1日より施行する。

平成20年5月2日より一部改正する。

平成24年5月2日より一部改正する。

平成30年4月1日より一部改定する。

令和3年4月1日より一部改正及び削除する。